

2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 マミヤ・オーピー株式会社
代表者名 代表取締役社長 関口 正夫
(コード番号 7991 東証スタンダード)
問合せ先 総務部長 鈴木 浩一郎
電話番号 03-6273-7360

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議において、下記のとおり、定款の一部変更について 2025 年 6 月 26 日開催予定の第 83 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第 36 条（剰余金の配当の基準日）を変更し、内容が重複する現行定款第 37 条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) その他、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1 年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)

第 22 条～第 35 条 （条文省略） （新 設） （剰余金の配当の基準日） <u>第 36 条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 （新 設） （新 設） （中間配当） <u>第 37 条</u> 当会社は、取締役会決議により、毎 年 9 月 30 日を基準として、中間配当 を行うことができる。	第 22 条～第 35 条 （現行どおり） （剰余金の配当等の決定機関） <u>第 36 条</u> 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項につい ては、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会の決議により定めるこ とができる。 （剰余金の配当の基準日） <u>第 37 条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余 金の配当をすることができる。 （削 除）
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2025 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日

2025 年 6 月 26 日（予定）

以 上